

主要国における公的年金税制

(2017年1月現在)

			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制度類型			EET	TET	TET	EET	EET
拠出段階	事業所得者	本人負担分	全額控除	控除あり (1/2)	控除なし	控除あり (限度額あり) ^(注3)	全額控除
	給与所得者	本人負担分	全額控除	控除なし	控除なし	控除あり (限度額あり) ^(注3)	全額控除
		事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
	被用者の給与課税	なし	なし	なし	なし	なし	なし
運用段階			非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
給付段階			一部課税 ^(注1)	一部課税 ^(注2)	課税	課税 ^(注4)	課税 ^(注5)

(注1) 給付段階において課税となる公的年金等については、その所得の計算上、公的年金等控除の適用がある。

(注2) 給付額の一定部分が課税対象となる(給付額の50%にその他の所得を加えた暫定所得額が、\$25,000から\$34,000の場合(単独申告の場合)は、⑦給付の50%、⑧\$25,000を超える暫定所得の50%、のうち少ない金額(※)が課税対象。暫定所得額が\$34,000を超える場合は、⑦給付の85%、⑨「\$34,000を超える暫定所得の85%+(※)で計算された額又は\$4,500のうち少ない金額」、のうち少ない方の金額が課税対象。担税力減殺及び二重課税への配慮のためとされている)。

(注3) 年金保険料の一定部分及び疾病保険、介護保険等の社会保険制度に対する社会保険料と生命保険料の合計額に対する実額控除(ただし、限度額あり。また、給与所得者は実額控除に代えて概算控除を選択することもできる)。年金保険料の控除割合は、実額控除の場合、2013年に76%で設定され、以降毎年2%ずつ引き上げられて2017年に84%、概算控除の場合、2010年に40%で設定され、以降毎年4%ずつ引き上げられて2017年に68%となっており、いずれも2025年に100%となる予定。

(注4) 受給が開始された年度に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる(受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割合が50%、2006年以降の納税者は50%から毎年上昇(2017年は74%、2040年に100%となる予定))。また、当該部分について、他の一定の年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロの控除が認められる。

(注5) 年金額に対する10%の控除(各世帯構成員一人あたり最低控除額379ユーロ、世帯あたり控除限度額3,715ユーロ)が認められる。

アメリカの公的年金等控除の仕組(イメージ)

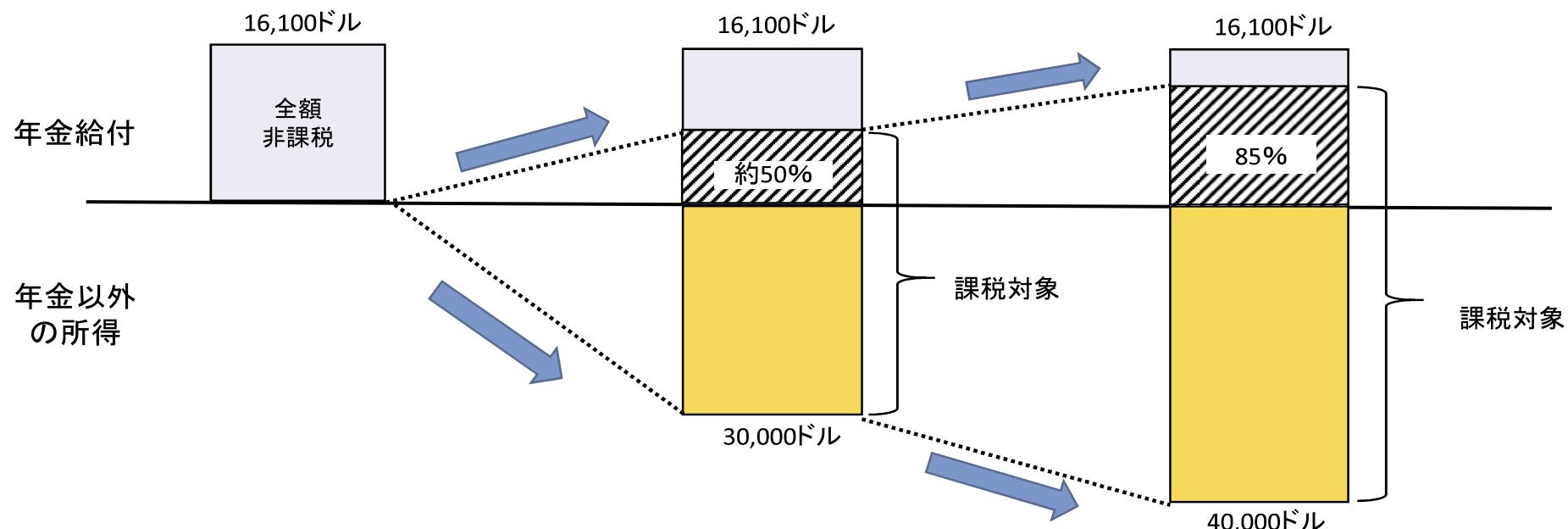
- アメリカの公的年金課税は、公的年金の給付額と、公的年金以外の所得額の多寡に応じて、年金給付額に対する控除割合が決定される仕組みとなっている^(注1)。（拠出段階で社会保険料が控除されないため、給付段階で控除）
- 仮に、同額の年金を受給する納税者であれば、年金以外の所得額が大きくなるにしたがって課税対象に算入される年金給付額の割合は増加し、最大85%まで課税対象となりうる。

【 年間の年金給付額が16,100ドル^(注2)の納税者の例 】

①年金以外に所得がなく、かつ年金給付額も一定額以下の場合、全額非課税となる。

②年金以外の所得が30,000ドルの場合、年金給付の約50%が課税所得に算入。

③年金以外の所得が40,000ドルの場合、年金給付の85%が課税所得に算入。



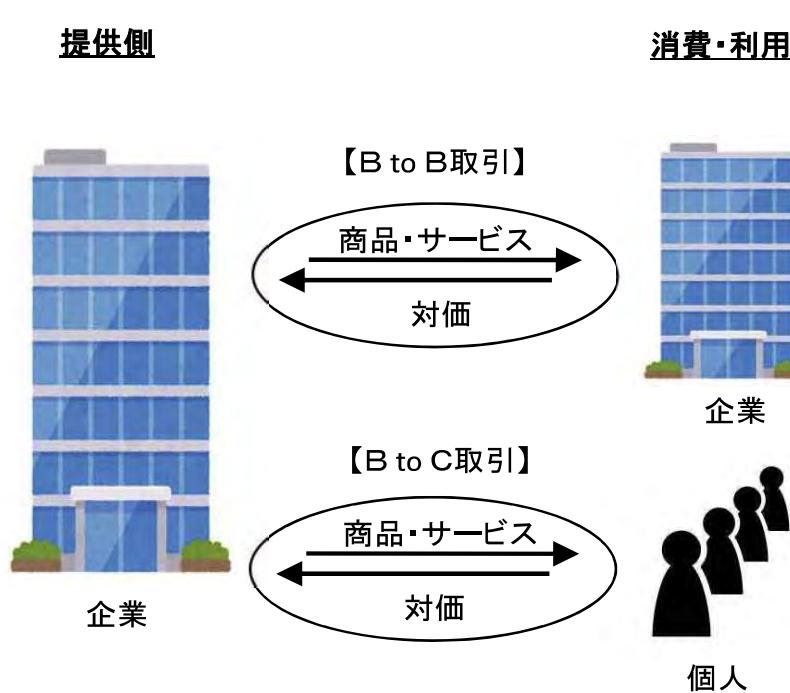
(注1) アメリカの公的年金課税の具体的な計算方法は、給付額の50%にその他の所得を加えた暫定所得額が、\$25,000から\$34,000の場合(単独申告の場合)は、⑦給付の50%、⑧\$25,000を超える暫定所得の50%、のうち少ない金額(※)が課税対象。暫定所得額が\$34,000を超える場合は、⑨給付の85%、⑩「\$34,000を超える暫定所得の85%+(※)で計算された額又は\$4,500のうち少ない金額」、のうち少ない金額が課税対象となる。

(注2) 2015年における、米国の老齢年金受給資格者のうち、配偶者や子を除く本人の平均月間受給額約1,342ドル(米国社会保障局"Annual Statistical Supplement,2016"による)から算出。

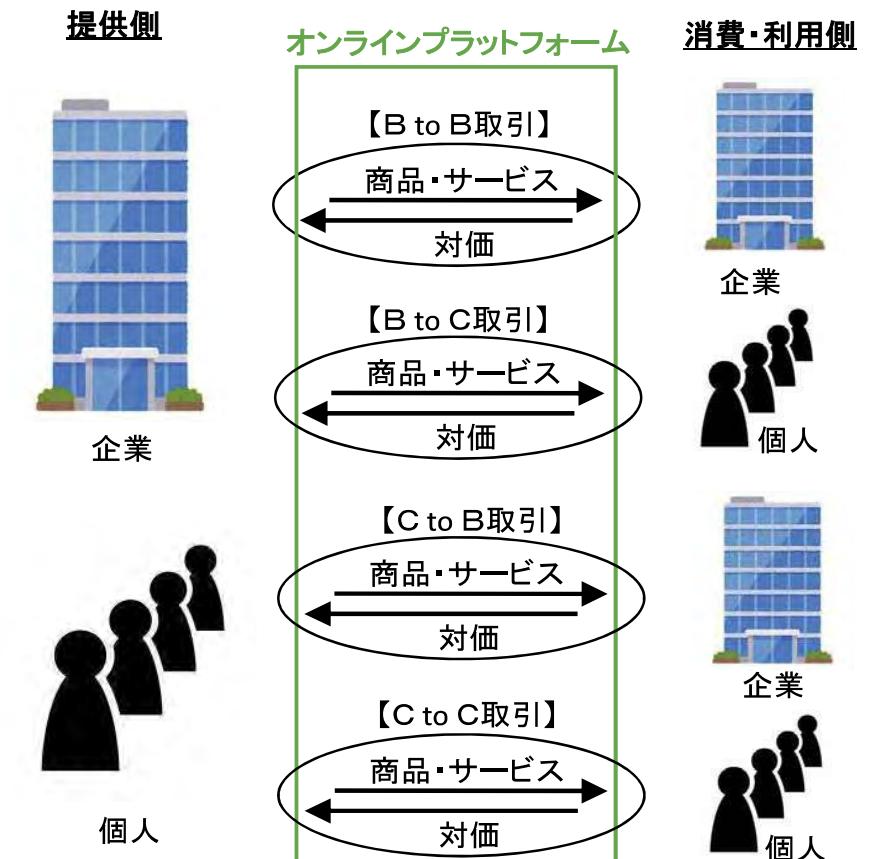
経済社会のICT化と取引形態の変化

- 従来型のビジネスにおいては、基本的に商品やサービスの「提供側」と「消費・利用側」が区分され、本業として資本を投下した「企業」が商品やサービスの「提供側」を担うケースが多かった(B to B取引、B to C取引)
- 他方、近年、経済社会のICT化に伴い、商品やサービスの「提供側」と「消費・利用側」を結びつけるオンラインプラットフォームが発展。本業として資本を投下していない(当該商品やサービスの提供についてプロではない)「個人」も、「提供側」を担うケースが増加(C to B、C to C取引)。個人にとって、収入の稼得方法が多様化している。

【従来型のビジネス】

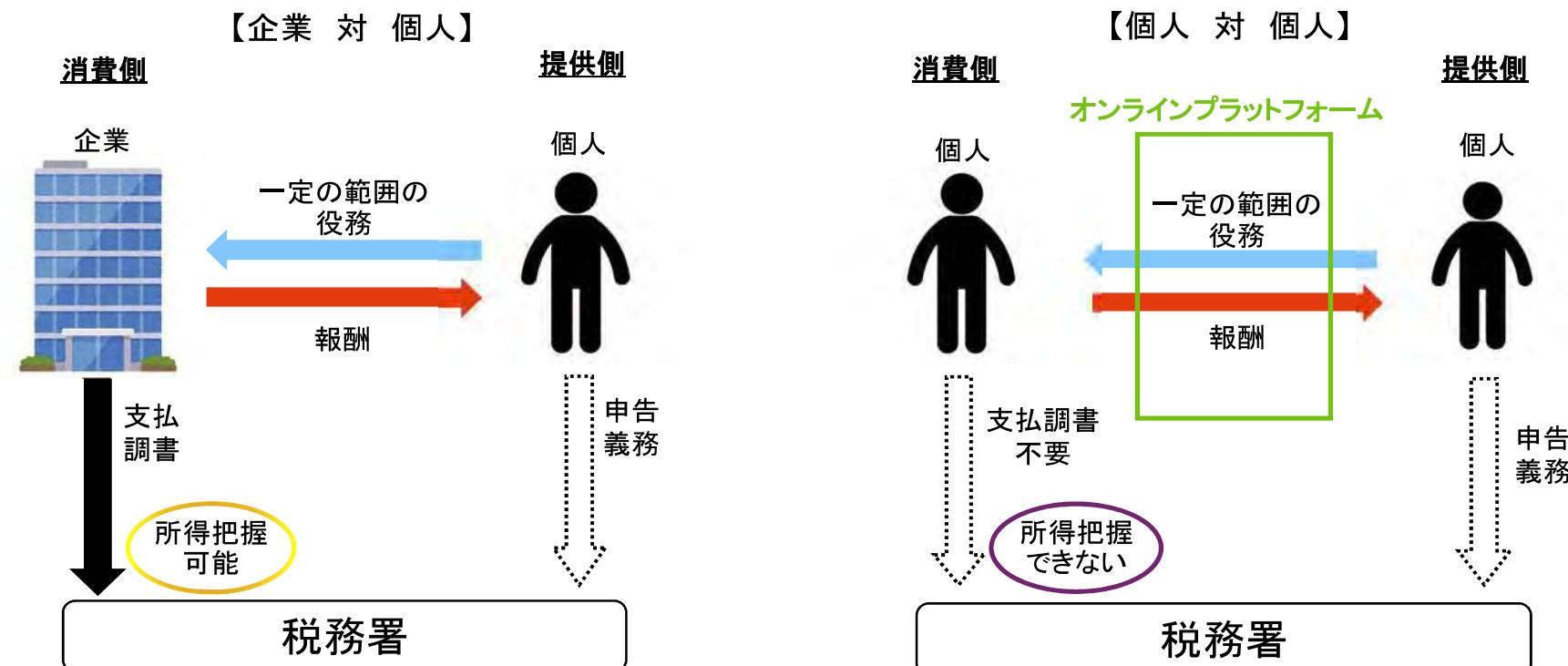


【プラットフォームビジネス】



経済社会のICT化と所得把握

- 企業(B)が、一定の役務提供等に関する仕事(例:ウェブサイトのデザイン等)を個人(C)に発注し、報酬を支払う場合、当該企業は、当該報酬について、支払調書を税務署に提出する必要。
- 他方、個人(事業主)(C)が、同様の仕事を個人(C)に発注し、報酬を支払う場合には、当該報酬について支払調書を税務署に提出する必要は原則^(注)ない。経済社会のICT化の進展に伴い、電子的プラットフォームを経由した個人対個人(C to C)取引が拡大するにつれて、こうした所得の把握が困難となる。
- また、ICT化が進んだ経済社会における取引全般の特徴として、①市場参加者の匿名性が高く、②1対1ではなく多数対多数のマッチング市場であり、③消費者と提供者の直接の取引関係である、ことが挙げられる。これらの特徴により、いつ、誰が、どこで取引を行ったのか、把握が困難である。



(注) 当該個人事業主が従業員を雇用し、給与を支払っている場合等については、調書の提出が必要。

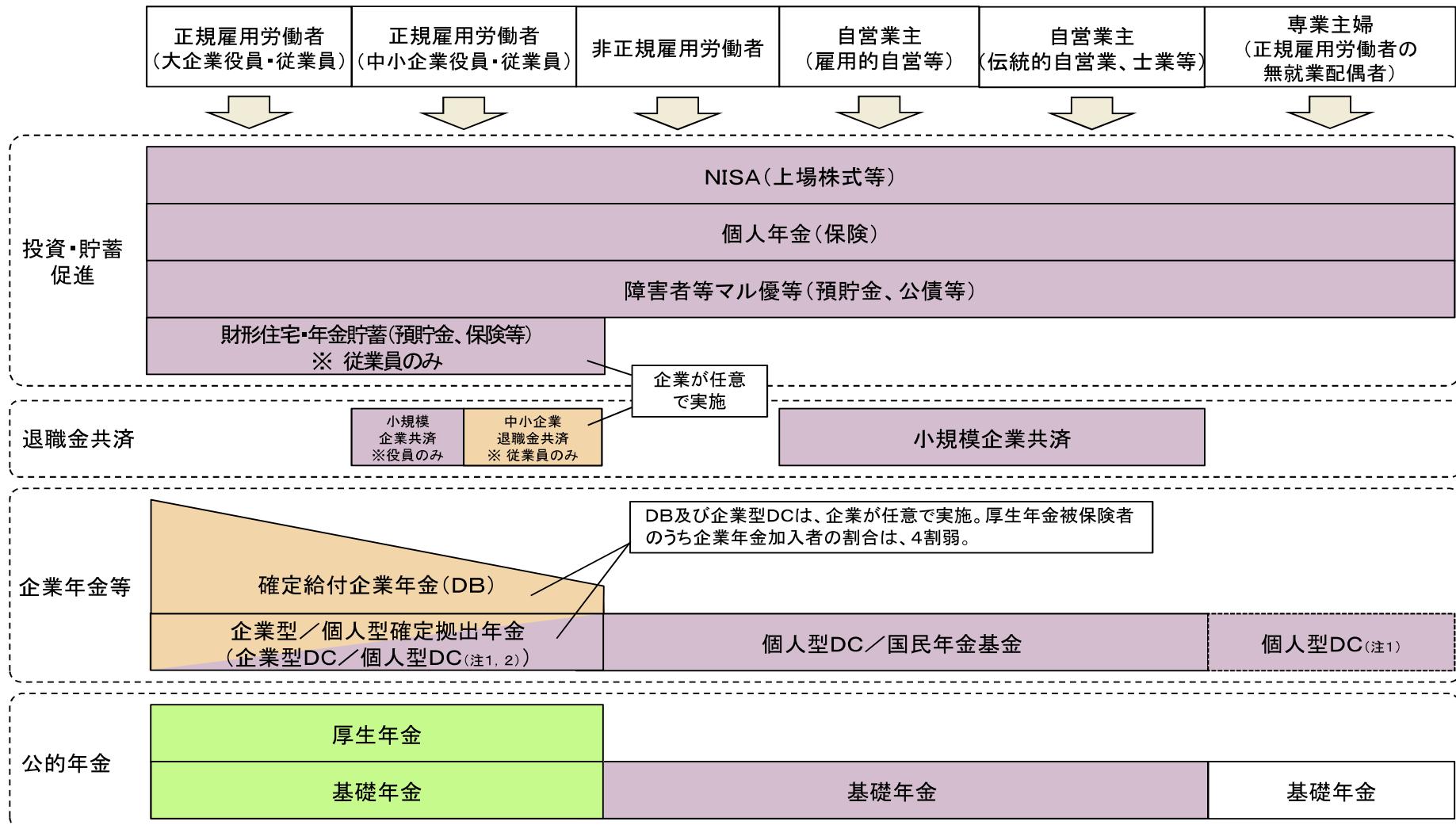
制度の信頼性向上に向けた取り組み（情報提供の仕組み）の各国比較

- 近年、経済活動におけるICTの利用拡大に伴い、経済活動や決済手段の多様化・グローバル化も進展しつつある。
- そのような中、適正公平な課税を実現するため、各国の税務当局は様々な方法により、必要な情報を収集できるような制度的な対応を進めている。

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
第三者からの法定調書	銀行等の決済機関及び第三者決済機関を対象とした、売上等情報申告制度	— (注)	—	インターネット上のプラットフォーム事業者に対し、プラットフォーム利用者の収入等の情報に関する法定調書の提出を義務化(2020年から)
税務当局の情報提供要請権限	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能

(注) HMRC(国税当局)は、決済業者等の法令で定められた第三者(データ保持者)に対し、不特定多数の納税者に関する一定のデータの提供を要請することが可能となっており、運用上、定期的に要請を行っている。

老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)



(凡例)老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

(注1)平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者について個人型DCへ加入できることとされた(平成29年1月1日施行)。

(注2)平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)については、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主が追加拠出を行えることとされた(施行日は改正法の公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日とされている。)。

退職所得の課税方式

○他の所得と区分して次により分離課税

- (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (注) = 退職所得の金額

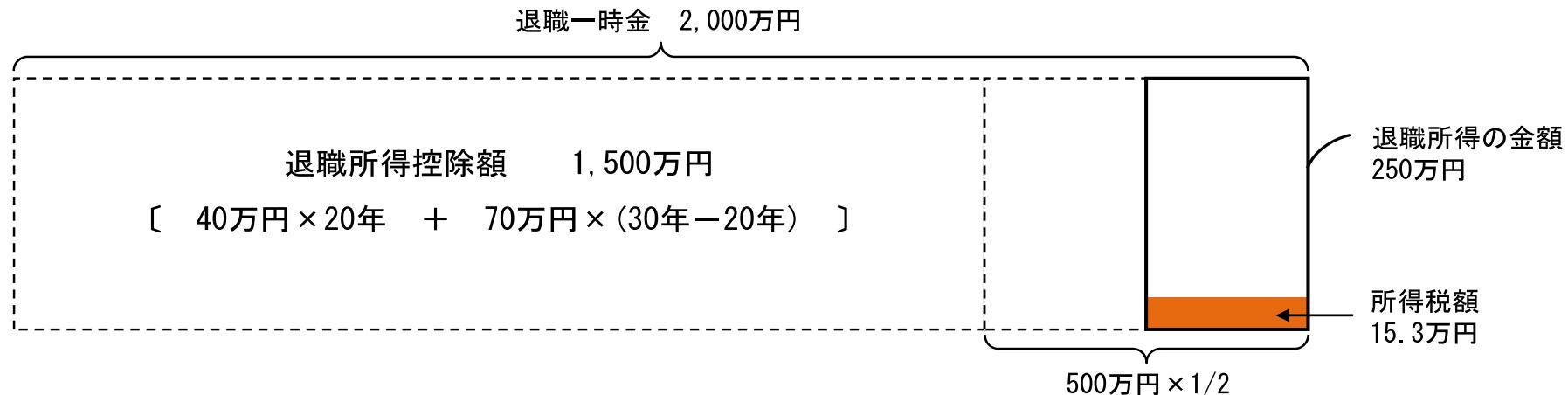
勤続年数20年まで	1年につき40万円
勤続年数20年超	1年につき70万円

(注) 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない。

- 退職所得の金額 × 税率 = 所得税額

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

(例) 勤続年数30年の場合



個人所得課税の見直し (個人住民税関係)

個人住民税における税負担の調整

◎個人住民税の税負担の調整は、主に「控除のあり方」によって実現。

◎「課税所得」を担税力の指標として位置付け、その計算の過程で、家族構成や収入等の納税者が置かれた事情の斟酌やその他の政策的な配慮を行うために各種の所得控除を適用。

⇒ 同じ「課税所得」を有する者に同じ税負担を求めるという考え方（どのような者に同じ税負担を求めるのかわかりやすい）。

◎所得控除の適用により、課税最低限が画されることとなり、一定の所得金額までは負担を求めないという役割。

◎「課税所得」に対して比例税率（標準税率：10%）を適用。

